

平成 30 年度第 1 回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 30 年 6 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分
- 2 開催場所 市役所本庁舎 3 階 会議室 301
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山崎委員、岡村委員、清水委員、伊藤委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤
- 6 傍聴者 4 人
- 7 議題 議題 1 指定管理者制度の概要について
議題 2 指定管理者選定審査会の審査手順について
議題 3 今後のスケジュールについて

8 議 事

●事務局

皆様おそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、白井市指定管理者選定審査会委嘱状交付式及び第 1 回指定管理者選定審査会を開催いたします。本日の進行を務める行政経営改革課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日のスケジュールですが、お手元にある次第に基づきまして、委嘱状の交付、市長挨拶、委員紹介、会長、副会長の選出、議題と進みまして、その他として、今年度、指定管理者を選定する施設の見学を行いまして、最終的には午後 4 時の終了を予定しております。

本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開とし、会議録につきましましては、発言要旨がわかるよう作成の上、委員の氏名等を伏せて公開いたします。会議録作成のため、会議中については I C レコーダーで録音させていただきますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、白井市指定管理者選定審査会の委嘱状交付式を執り行います。

お一人ずつ、私の方からお名前をお呼びいたしますので、名前を呼ばれましたらご自席にてご起立をお願いします。伊澤市長から、委嘱状を交付させていただきます。

（各委員に委嘱状を交付）

●事務局

ありがとうございました。なお、伊藤道行委員は、市副市長のため、既に市長が任命しているため、書面での交付は控えさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、伊澤市長よりご挨拶を申し上げます。

●伊澤市長

改めまして、皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、そして、足元のお悪い中、白井市指定管理者選定審査会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま皆様方に委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様方には、快く委員を引き受けていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、この後、事務局から、この審査会の使命についてご説明をさせていただきますが、この近年、白井市も少子高齢化、そして人口減少が予測をされてきています。今まで人口はずっと微増しているのですけれども、具体的には、平成32年、2年後をピークに人口は減っていくだろうと予測しています。現在の人口が約6万3,700人です。6万5,500人までに人口が伸びて、減っていく。そして現在、高齢化率が約25%ですが、それも30%ぐらいに伸びていくのではないかとという予測がされているところでございます。

このような中、我々も、この行政の形が新しい時代に沿った、この社会に合った行政形態が求められるところであり、その中の一つとして、この指定管理者制度というのは大変大きな柱になってきているところでございます。民間活力を導入して、民間にできることは民間にさせていただく。そして効率化も、民間の企業のノウハウで進めていただく制度でございますが、だんだん浸透してきて、全国でもその指定管理者制度が受け入れられているところでございます。

今回は、地域福祉センター、白井運動公園、西白井複合センター、桜台センターについて、皆様方に、この指定管理者制度についてご審議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

せっかくの機会ですので、白井市の近況についてご報告をさせていただきたいと思えます。実は東日本大震災、もう7年以上前になりますけれども、当時は今でいう東庁舎、当時は本庁舎だったのですけれども、そこで執務をとっていたところ、東日本大震災で災害対策本部を設置するということで準備をしましたが、当時の庁舎が耐震不足ということで、当時、皆さんもご経験あると思いますが、余震がかなりありまして、本部が設置できなかった。隣のウェルぷらっとに設置した大変苦い経験がございまして、一日も早い耐震化ということで、お金をかけないで、なるべく環境に優しいやり方を専門の先生方にご検討いただいて、8階建ての建物を4階建てに減築をして、減築した部分を隣に建てる。これが実は、減築した部分の建てた分でございます。これが、昨年に完成をいたしまして、今年の5月に減築分が完成をして、グランドオープンしたということで、さらには、東庁舎の1階には、白井には警察署がなかったので、千葉県と県警本部にお願いをして、印西警察の分庁舎という形で、警察機能も誘致することができたということで、大変、市民の安心安全が深まったのではないかなと思っております。

さらには、この市役所を挟んで、病院が二つと介護施設が三つ、防災公園、そして、来

年には給食センターがオープンするということで、災害のときには、この庁舎を中心に市民の安心安全が守れる、そういう体制になってきたところでございます。

そのような中、このまちづくりを市民の皆さん、そして、委員の皆様方と一緒に進めていきたいと思いますので、今後とも、いろいろな方面からご指導を願えればと思っているところでございます。

結びになりますが、皆様方のますますのご活躍を、そして、この指定管理者制度、すばらしい提言をいただくことを心から祈念いたしまして、私の挨拶と御礼とさせていただきます。本日はありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。伊澤市長におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

●伊澤市長

それでは皆さん、よろしくお願いいたします。失礼します。

●事務局

それでは、次第4に移りまして、委員紹介に入ります。

今回は初めての委員さんもいらっしゃいますので、皆様から、1分ずつ程度で簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お配りした資料3に、本日の委員の名簿がございますので、あわせて御覧になっていただければと思います。

(委員自己紹介)

●事務局

続きまして、事務局も紹介させていただきます。

(事務局紹介)

●事務局

それでは、次第5に移りまして、この審査会の会長と副会長を決めていきたいと思えます。この審査会の役割は、市長の諮問に応じて指定管理者の候補者を選ぶことと、逆に指定管理者の指定取消しを審議し、答申するものです。

会長は審査会を代表し、会務を総理します。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理するものとします。会長、副会長の選出につきましては、白井市指定管理者選定審査会の要綱第4条第1項で、委員の互選により定めると規定されておりますので、委員の皆様からご推薦をしていただければと思います。では、初めに会長の選出を行います。推薦等ございましたら、皆様からご意見をお願い

いします。

●委員

岡東委員をお願いしたいと思います。

●事務局

岡東委員いかがでしょう。前期も会長を引き受けていただいておりますので、経験豊富なところで会長にお願いできればというところだと思うのですが。皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

●事務局

続きまして、副会長の選出になります。皆様、ご推薦ございますか。

●事務局

会長からご意見ございますか。

●会長

前期に引き続き松山さんをお願いしたいです。

●事務局

松山委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、会長を岡東様に、副会長を松山様をお願いしたいと思います。会長席に移動いただき、ご挨拶をお願いします。

●会長

ただいま会長に指名いただきました。今後３年間、引き続き、白井市の指定管理者選定審査会の仕事を続けていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、これより議事進行を会長にお願いし、議題に入りたいと思えます。

●会長

お手元の次第によりまして、議題に入ります。

はじめに、議題（１）「指定管理者制度の概要について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは、議題１の指定管理者制度の概要について、説明させていただきます。

まず、指定管理者制度とはどういう制度なのかを説明します。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の削減等を図ることを目的としています。

具体的に言えば、公の施設の管理に民間事業者等が自ら有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の削減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者等の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できるといった制度となっております。

下のものは例なのですけれども、例えば、左側、市ホームページです。これは実際の白井コミュニティセンターの紹介ページです。市ですと、どうしても統一的な載せ方という形になってしまうので、こういった表現にならざるを得ないところがあるのですけれども、指定管理者であれば、同じような内容であっても、指定管理者の自由な発想と工夫が見られて、このような形で掲載するといったところもあります。

このように見せ方一つでも、利用者の方が行ってみようと思うという動機のきっかけになると思います。こういった細かな取り組みなども含めて、民間のノウハウをうまく生かし、利用者のサービス向上につなげようといった創意工夫をたくさんやっております。

指定管理者は、公の施設の管理をします。公の施設とは具体的にいうと、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスであって、地方公共団体が設置する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のことをいいます。住民の利用に供することを目的としないもの、あるいは利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでない、例えば試験研究所、留置場、競輪場、競馬場などは、公の施設には該当しないとなっております。

白井市の公の施設の主な例で言いますと、すぐ近くにある文化会館、図書館、郷土資料館、市民プールや公民館、こういったものが公の施設となっております。このような公の施設の指定管理者を選ぶときに、審査会で、この人たちにこの施設をお任せしようといった審議、答申をします。

では、1ページめくっていただいて審査会の詳細な説明をします。

指定管理者選定審査会は、公の施設の指定管理者の指定に当たり、公正を確保するため設置された附属機関です。

その所掌事務としましては、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取り消しについて審議し、答申します。また、公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べることができます。

委員の構成ですが、委員は、学識経験者、公の施設の管理に関する附属機関の代表者、市民、市副市長の6名によって組織されております。

学識経験者の委員については、指定管理者制度や経営に関する制度に精通した方と、税務、会計、労務など実務に精通した方に依頼をしております。

公の施設の管理に関する附属機関の代表者の委員については、公民館における事業の企画、実施に関する事項について調査審議する生涯学習推進委員会の委員をお願いをしております。そして、市民委員については、公募により選考をしております。

委員の任期は3年間で、任期中は白井市の非常勤特別職という扱いで任期についていただきます。

会議につきましては、会長、副会長の役職を置いて決定するという事で、先ほど決定したところです。また、審査会は、会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。ま

た、議事は出席委員の過半数で決定いたします。

会議は、原則公開いたしますが、審査に関する会議は非公開とし、必要に応じて、委員以外の出席を求め、意見及び説明を聞くことができます。今回はただの説明なので、傍聴ができるのですけれども、第2回目以降の審査など、実際に具体的なところに関しては、非公開となっております。

また、審査に当たり、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者が経営や運営にかかわる団体の審査に加わることはできません。なお、この決定は会議に諮った上で決定されます。

最後、守秘義務ですが、委員は職務上、この審査会などで知り得た秘密を漏らすことを禁止されておりますので、これは委員の任期を終えた後も同様になっておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

では、1枚めくっていただいて、3番目。指定管理者の指定の流れになります。

最初に、指定管理者の募集が始まります。こういった公の施設ができたので、管理してくださる方おりませんかと募集を始めます。

それについて、ではやってみようと団体から申請があります。その申請があったものに対して本審査会を行います。指定管理者の候補者を決定いたしまして、指定議案の作成に移り、議会の議決をいただきます。

その後、指定管理者と市で協定を結びまして、翌年度の4月から、その指定管理者の管理が始まります。

指定管理の開始後、どのような運営、管理をしているのかなどを調べるために、現地のモニタリングや、労働条件審査で、適宜チェックを行います。労働条件審査に関しては、指定管理者による管理運営の開始年度のみ行って、モニタリングは、毎年度実施するといった形になります。

そして、指定管理者から、1年間の事業内容等の報告書をいただくといった流れになっております。

流れについては以上で、1ページめくっていただいて、現在の公の施設の指定管理者の一覧がございます。今年度の審査は、地域福祉センター、白井運動公園、西白井複合センター、桜台センター、それと、まだこれから建築するところですが、西白井のコミュニティセンター。こちらの五つが審査予定でございます。

資料の1の残りは、地方自治法と、審査会の要綱になっております。我々が仕事する上での根拠資料となっておりますので、後ほどご一読いただければと思います。

以上で、制度の概要の説明は終わります。

●会長

どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問等ございましたらお願いします。特に、新任の方はどうぞ遠慮なく。

●委員

西白井コミセンは複合センターのところにできるのですか。

●事務局

いえ、また別の場所にできます。

●委員

いつごろ建設するのでしょうか。

●事務局

来年の10月オープン予定です。

●委員

建設場所はどの辺でしょうか。

●事務局

西白井のベリーフィールド、南北に長いのですけれども、ちょうど真ん中あたりに予定地があります。

●委員

わかりました。

●事務局

西白井のコミュニティセンターにつきましては、本日現地をご案内いたします。

●委員

ありがとうございます。

●会長

他の委員の方、ご質問あればどうぞ。

それでは、質問がないようですので、次の議題に移ります。議題2、指定管理者選定審査会の審査手順について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

●事務局

それでは、資料2を御覧ください。

実際に審査するその日に、選定審査会がどういったことをするのかを説明します。審査会の当日には、指定管理の申請者がプレゼンテーションに来られます。

委員はそのプレゼンテーションと関係書類を見ながら、指定管理者の候補者にするかを判断いたします。そのときに使うのが、この審査票になっております。

申請者が、自分たちの運用、基本方針などの説明をしていく中で、利用者の平等な利用、安全、快適な利用が図られているのか、公の施設の設置目的を理解した内容となっているのか、市の基本的な管理方針に適合しているのか。そういったところを視点に、審査の評価をしていきます。

プレゼンテーションの内容が、十分に適切であると思えば5点、内容が特にすぐれているということであれば、10点満点の10点。逆に、十分でないと思えば0点をつけます。

サービス等については15問設問があり、どれだけのコストがあれば自分たちがこの施設を運営できるのかといった提案もしていただきます。費用の評価をするときは、市が直営で管理した場合と、指定管理者で管理した場合で比較します。その辺は審査会の当日に、改めて詳しいご説明をしたいと思います。

プレゼンテーションは、各申請団体につき1時間です。申請団体からのプレゼンテーションが30分間、審査会からの質疑応答が30分間、合わせて1時間です。

プレゼンテーション評価の審査会后、事務局にて審査内容を取りまとめ、後日、選定審査会から候補者について市長に答申をいたします。この資料は、実際に白井駅前センターの指定管理者の候補者を選定したときに公表したものです。指定管理者の候補者は、非営利活動法人のワークスコープにして、総評価点数は533.7点でございました。審査会として、選んだ主な選定理由と評価結果を書き、指定管理者の候補者として答申していただきます。

実際の審査基準については非公開となっており、委員の皆様だけにお配りしています。こちらは、当日また改めて詳しく説明しますので、各自、帰ってから簡単にご一読いただければと思います。説明は以上です。

●会長

事務局から、指定管理者選定審査会の審査手順について、説明いただきました。

引き続き、委員の皆様からご質問ございましたら、どうぞお寄せください。

●委員

過去の事例からして、募集をかけたときに、大体どのぐらい応募者数があるのでしょうか。

●事務局

大体、二、三団体ですね。1団体のときもあります。そんな多くはありません。

●会長

余談ですけども、あまりに少ない場合があるので、審査の意義があるのかということとを以前議論したことがあるのです。そこで審査会として、事務局に対し、もっときちんと広報をやってくれと提言した。そして、広報しろいに、各施設の方が今どういう状況でやっているのだということちゃんと広報に掲載してもらったことがあるのですね。そういう形で、もっと広報に情報公開というか、積極的に広めることによって、市民の方の関心を持っていただくと。ついては応募者が増えていくと、そういうことを狙った試みをやったこともあります。

●委員

今聞いたお話と、それからここにあるものを見て、私の先の見通しを持ちたいので質問をさせていただきます。

例えば、この地域福祉センターは8月上旬に集まって、この選定というところがそのプレゼンテーションがあるということですね。

●事務局

そうです。

●委員

その下旬の間に各自考えるということですか、そのプレゼンテーションの評価について。

●事務局

評価は、プレゼン当日の質疑応答と、申請団体が退室した後に委員皆さまで審議します。

●委員

そこで審議すると。

●事務局

はい。プレゼン後、審議する時間がございます。委員同士で、今のプレゼンについて、どう思ったかなどをお話し合いいただき、評価を決めていきます。

●委員

候補者をあなたのところをお願いしますというのは、この8月下旬の、答申というところで行う手順なのですか。

●事務局

皆様からいただいた評価シートなどを事務局でお預かりして2回目審査会までに、取りまとめを行います。2回目審査会でも、一度お時間をつくって、皆様からの意見を集約した結果を共有し、最終決定します。2回目は、地域福祉センターの指定管理者はこの方にと決まって、そのまま、次の運動公園のプレゼン審査に移ると。答申と審査の同時進行でいく感じになります。

●委員

分かりました。そうすると、私たちがやる、その評価のシートというのは、いわゆる、現場じゃなくて、プレゼンテーションに対してということだけになるのですね。

●事務局

そうです。

●委員

その後のモニタリングは、プレゼン通りにやっているのかをチェックするということですか。

●事務局

そうです。

●事務局

モニタリングについては、前回までは、この審議会にご説明をしていたのですが、そもそも、指定管理者のモニタリングを行うということが審議会の所掌事務になかったものですから、モニタリングについてはこの審査会は関与していただいていません。職員が年2回行っております。

●委員

要点というか、ポイントとしては、プレゼンによって判断するということですね。

●事務局

そうです。

●委員

はい、わかりました。

●会長

他にご質問はございませんでしょうか。

それでは、2番目の審査手順については、終わりたいと思います。

3番目で、今後のスケジュールについて、事務局よりご説明願います。

●事務局

それでは、資料3のスケジュールを見ながら、今後の審査会の開催日程を決めていきます。基本的には、今後も本日と同じ時間帯で開催したいと思っております。各委員のご都合を教えてください。

(各委員調整の上、開催日程を決定)

第2回8月2日(木)、第3回8月28日(火)、第4回9月13日(木)、第5回9月26日(水)、第6回10月10日(火)

●事務局

西白井のコミュニティセンターにつきましては、現時点では指定管理者でいくかどうかにも決まっていないところがあります。第6回目の10月の会議に、改めて皆様の日程をお伺いしたいと思います。

開催日に急な用が入りましたら、その時点で事務局にご連絡いただければ調整したいと思いますので、よろしくお願いします。

●会長

それでは、これでスケジュールが決まりましたので、その他、事務局からお願いします。

●事務局

その他といたしまして、説明をさせていただきます。

開催日については、CCメールで一斉にお知らせしたいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

(委員より、FAXあるいはCCメールでの開催通知について了承)

●事務局

かしこまりました。もし何かあったら、お電話等いただければと思います。

●会長

その他、委員の中で、申請団体の役員等の関係性があるかなどについては審議しますか。

●事務局

現段階では申請団体が不明なので、応募が来てから、審査会で審議したいと思います。

●会長

分かりました。

●事務局

その他、全体を通してご質問等ございましたら、この時間をお借りしてお受けしたいと思いますが、大丈夫ですかね。

それではこれから施設見学へ行きますので、その都度何か疑問点とかありましたら、おっしゃっていただければと思います。

会議自体はここで1回終了しまして、トイレ休憩で2時半まで、10分間程度、1回休憩を挟みまして、それが終わったらもう一度こちらにお集まりください。最初に地域福祉センターを御覧になっていただき、車で移動したいと思います。

●会長

分かりました。それでは、本日の審議はここで終了といたします。皆様、どうもありがとうございました。